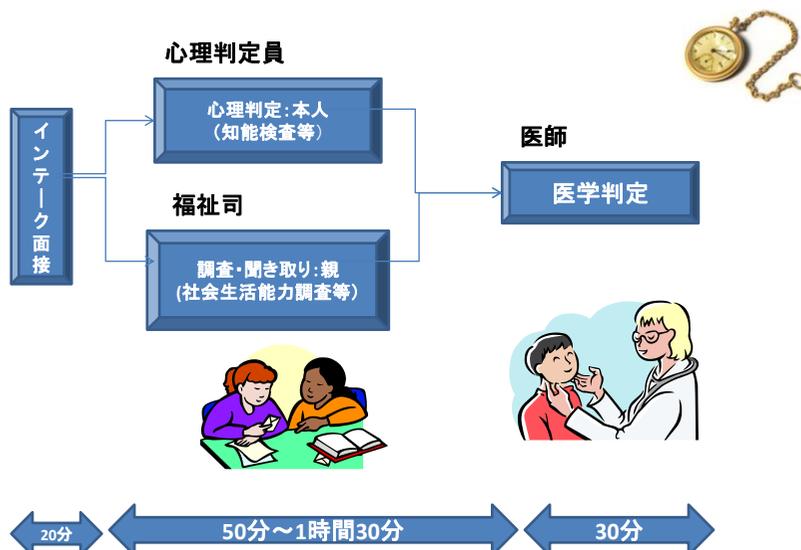


# 前回質問事項への回答

## 高知県立療育福祉センター

- 療育手帳の判定は、一日に何件ぐらい処理しているか。
- 何人で何件処理しているか。
- 待機者はどれぐらいいるか。
- 新規一件でどれぐらいの時間がかかるか。

### 療育手帳新規判定の所要時間



## 相談通園部・相談担当の体制



職 種	平成23年度	平成24年度
相談通園部長 (福祉司)	1	1
相談担当チーフ (心理判定員)	1	1
福祉司	4	3
心理判定員	3	3
非常勤職員	1	1

## 療育手帳新規判定の判定数



新規判定日……毎月 第1、第3木曜日

1日の枠数…… 3(9:30 13:00 15:00)

1枠あたり2ケース判定実施

⇒ 1日あたり6ケース

\* 手帳判定以外に、判定依頼ケースや重心ケースの判定が入る場合があります。

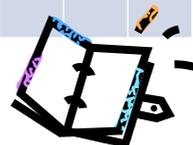
# 療育手帳新規申請待機者数

平成23年度

	前年度 残数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請 (電話)		22	16	15	13	19	15	20	16	8	10	13	10
実施		10	6	18	14	18	16	17	10	15	13	17	18
残	10	22	32	29	28	29	28	31	37	30	23	23	15

平成24年度

	前年度 残数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請 (電話)		15	14	21	10	12	16						
実施		18	14	8	12	11	11						
残	15	12	12	25	23	24	29						



## 療育手帳18歳以上の新規取得について

### ◎知的障害者とは？

厚生省「平成12年知的障害児(者)基礎調査」

「知的機能の障害が発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの援助を必要とする状態にあるもの」

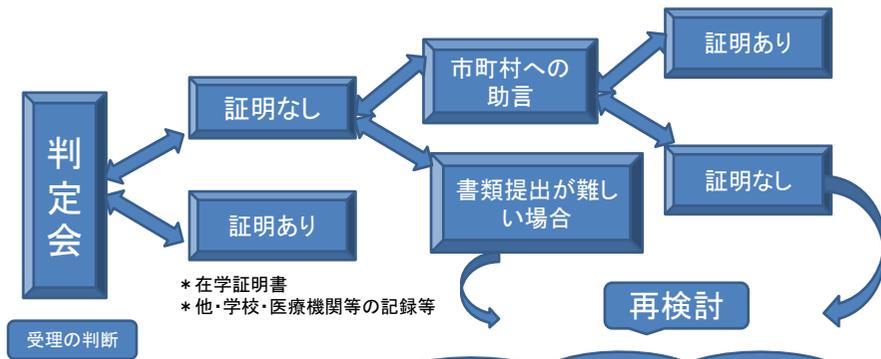
### ◎高知県「療育手帳判定実施要領」

(平成20年3月26日高知県健康福祉部長通知)

#### 1 判定の対象者について

- (1) 判定の対象者は、生まれる以前あるいは生後の何らかの原因によって発達期に知的機能の障害があらわれ、生活、学習、労働などの日常生活の営みに支障をきたす可能性があるため、医療、福祉、教育、職業などの面で特別な支援を必要とするものである。
- (2) おおむね18歳までに対象となる障害が認められたものを判定の対象とする。

## 18歳以上の新規申請の流れ



- 1、サービスの利用を希望しているか
- 2、サービスに手帳が必要かどうか？
- 3、手帳交付は出来ないが現在の状況について判定することは可能。